

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 <u>(4) その他業務運営に関する重要目標</u></p> <p>【原文】 ○ 職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄付金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、<u>その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組が求められる。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり修正願いたい。</p> <p>【修正文案】 ○ 職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄付金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、<u>その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組を引き続き行うことが求められる。</u></p> <p>【理由】 本学においては、教員等個人宛ての寄付金の取扱いについて、独自調査による事案発生^{の把握以降}、以下のとおり、教員等への周知徹底の取組を行い、再発防止に努めてきたところである。 ・平成25年4月、教授会での注意喚起 ・平成25年9月、科研費説明会での周知徹底 ・平成26年3月、外部資金マニュアルの</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>【理由】 平成25年度中において、一定の取組がなされていることを明確にするため記述を修正するもの。</p>

策定及び説明会による周知徹底

・随時、新規採用教員への周知徹底

については、現評価時点において、事案発生に基づいて「教員等に周知徹底するなどの取組が求められる」とする評価結果については、これまでの本学の再発防止の取組を適正に評価しているとは言い難い。

なお、平成25年2月1日付け『「教員等個人宛て寄付金の経理」の適正な取扱いについて（通知）』においては、「再発防止のため、…コンプライアンスの徹底に向けた取組状況について評価を行うべきである」とされているところであり、事案発生以降のコンプライアンスの徹底に向けた取組状況を確認することなく、過去の事案発生に基づいて一律に周知徹底等の取組を求めることのないよう、ご配慮願いたい。